

新しい生活様式における輸出活動支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新しい生活様式における輸出活動支援事業費補助金交付要綱（令和３年３月２６日付鳥取県農林水産部長制定）の一部を次のとおり改正する。

- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第１条 略 (交付目的) 第２条 本補助金は、鳥取県内で生産された農林水産物等食品（以下「県産農林水産物等」という。）の輸出活動を促進支援し、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」の認知度向上により、本県農林水産業及び食品製造業の振興を図ることを目的として交付する。 (補助金の交付) 第３条 略 (交付申請の時期等) 第４条 １～２ 略 ３ 削除 (交付決定の時期等) 第５条 １～２ 略 ３ 削除 (承認を要しない変更) 第６条 略 (実績報告の時期等) 第７条 １～２ 略 ３～４ 削除	(趣旨) 第１条 略 (交付目的) 第２条 本補助金は、鳥取県内で生産された農林水産物及び食品（以下「県産農林水産物等」という。）の輸出活動を促進支援し、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」の認知度向上により、本県農林水産業及び食品製造業の振興を図ることを目的として交付する。 (補助金の交付) 第３条 略 (交付申請の時期等) 第４条 １～２ 略 ３ 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。 (交付決定の時期等) 第５条 １～２ 略 ３ 知事は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。 (承認を要しない変更) 第６条 略 (実績報告の時期等) 第７条 １～２ 略 ３ 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場

(補助金の支払い) 第 8 条 1 ～ 2 略 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金に係る専門口座を設けた上で、様式第 4 号の概算払請求書、様式第 5 号の資金収支計画書及び当該専門口座の預金通帳の写しを知事に提出しなければならない。 4 ～ 5 略 6 規則第 20 条第 1 項の申出は、様式第 6 号により行うものとする。 (事業内容の公表) 第 9 条 略 (雑 則) 第 10 条 略 別表 2 (第 3 条関係) 略	合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。 (補助金の支払い) 第 8 条 1 ～ 2 略 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金に係る専門口座を設けた上で、様式第 5 号の概算払請求書、様式第 6 号の資金収支計画書及び当該専門口座の預金通帳の写しを知事に提出しなければならない。 4 ～ 5 略 6 規則第 20 条第 1 項の申出は、様式第 7 号により行うものとする。 (事業内容の公表) 第 9 条 略 (雑 則) 第 10 条 略 別表 2 (第 3 条関係) 略
1 以下の経費は補助対象外とする。 (1) 販売に付帯する経費(例：商品(サンプルは除く)の送料、現地販売店に支払う棚代等。) (2) 国内向けの販売促進経費。 (3) 県産農林水産物等以外の品を含んだ輸出促進活動経費。 (4) パソコン、カメラ、ドローン等の機器取得にかかる経費。 (5) 補助事業終了後にも活用可能な経費。 (6) 他の補助金の対象経費としている経費。 (7) 取消料。 (8) 消費税。 2 略	1 以下の経費は補助対象外とする。 (1) 販売に付帯する経費(例：商品(サンプルは除く)の送料、現地販売店に支払う棚代等。) (2) 国内向けの販売促進経費。 (3) 県産農林水産物等以外の品を含んだ輸出促進活動経費。 (4) パソコン、カメラ、ドローン等の機器取得にかかる経費。 (5) 補助事業終了後にも活用可能な経費。 (6) 他の補助金の対象経費としている経費。 (7) 取消料。 (8) 消費税(免税事業者等は除く)。 2 略
様式第 1 号 (第 4 条関係) 1 ～ 4 略 5 削除	様式第 1 号 (第 4 条関係) 1 ～ 4 略 5 仕入控除税額発生の有無 (有 ・ 無) ※消費税法に規定する消費税の納税義務の免除、簡易課税制度の適用等により仕入控除税額が発生しない場合は、「無」に○をすること。

5 略 6 略 様式第2号（第5条関係） 1～3 略 4 交付額の確定 本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付鳥取県農林水産部長制定。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。 5 略 様式第3号（第7条関係） 1～3 略 4 削除 4 略 様式第4号（第7条関係） 削除 様式第4号（第8条関係） 略 様式第5号（第8条関係） 略 様式第6号（第8条関係） 略	6 略 7 略 様式第2号（第5条関係） 1～3 略 4 交付額の確定 本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付鳥取県農林水産部長制定。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。 5 略 様式第3号（第7条関係） 1～3 略 4 仕入控除税額発生の有無（有・無） ※消費税法に規定する消費税の納税義務の免除、簡易課税制度の適用等により仕入控除税額が発生しない場合は、「無」に○をすること。 5 略 様式第4号（第7条関係） 略 様式第5号（第8条関係） 略 様式第6号（第8条関係） 略 様式第7号（第8条関係） 略
---	---

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。